

川越初雁会会則

(名称)

第1条 本会の名称は、川越初雁会と称する。(以下、本会という。)

(目的)

第2条 本会は、会員相互の交流と親睦を図るとともに母校の発展に寄与し、もって地域社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、会報の発行、講演会、懇親会の開催、地域社会に貢献する活動、その他必要な事業を行う。

(会員)

第4条 本会の会員は、正会員及び特別会員とする。

- 2 正会員は、埼玉県立川越中学校ならびに埼玉県立川越高等学校の卒業生で川越市に在住する者及び在勤する者並びに本会の趣旨に賛同する者。
- 3 特別会員は、前項に掲げる学校の現、旧職員で本会の趣旨に賛同する者。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 副事務局長 若干名
- (6) 会計 2名
- (7) 監事 2名
- (8) 顧問 若干名

(役員を選出及び任期)

第6条 会長、副会長、会計及び監事は、正会員の中から総会で選出する。

- 2 幹事は、会長が総会で委嘱した者とする。
- 3 事務局長は、幹事のうち、会長が委嘱した者とする。
- 4 副事務局長は事務局長が委嘱した者とする。
- 4 会長は総会に諮り、顧問を置くことができる。
- 5 役員任期は、それぞれ2年とし、再任は妨げない。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括して各会議を招集する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- 3 幹事は、会務の執行及び事業の企画、執行にあたる。
- 4 事務局長は、会務及び事業の企画、執行の事務を総括する
- 5 副事務局長は、事務局長を補佐する。

- 6 会計は、本会の経理、会計を行う。
- 7 監事は、本会の経理、会計を監査する。
- 8 顧問は、会務全執行にあたり助言をする。

(会議)

第8条 会議は、総会及び役員会とし、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 総会は、年1回開催し、事業計画、事業報告、会計報告、役員の変更及びその他本会の目的達成に必要な事項を審議し、決定する。
- 3 会長が必要と認めたとき、臨時総会を招集することができる。
- 4 役員会は、必要に応じ会長が招集することができる。

(経費)

第9条 本会の会費は、入会金、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

- 2 入会金は、1,000円とする。
- 3 会費は、年額2,000円とする。ただし、特別の事業に参加したときは、必要な経費を負担するものとする。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、会長が指定した場所に置く。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(会則の変更)

第12条 本会の会則を変更しようとするときは、総会で出席会員の過半数の同意を得ることを要する。

付 則

この会則は、平成23年9月3日から施行する。

平成24年9月2日 第5条、第11条を改正する。